

第795号 令和2年10月	天理市公報	発行 天理市 編集 総務部総務課
------------------	-------	---------------------

目次

条 例	番 号	頁 数	
・天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例	29	1	・放置自転車等の保管について 209 6
・天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例	30	2	・天理市一般会計補正予算（第8号）等の要領について 210 6
・天理市周辺地区環境整備基金条例	31	3	・放置自転車等の保管について 211 11
			・放置自転車等の保管について 212 11
			・放置自転車等の保管について 213 11
			・公示送達について 214 11
			・放置自転車等の保管について 215 11
			・放置自転車等の保管について 216 12
			・放置物件の保管について 217 12
			・放置自転車等の保管について 218 12
			・放置自転車等の保管について 219 12
規 則	番 号	頁 数	公 告
・天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	29	3	番号 頁数
			・一般競争入札公告 55 12
			・農用地利用集積計画について 56 16
告 示	番 号	頁 数	教 育 委 員 会
・放置自転車等の保管について 199 3			番号 頁数
・放置自転車等の保管について 200 4			・定例教育委員会の招集について 12 16
・公示送達について 201 4			
・放置自転車等の保管について 202 4			農 業 委 員 会
・放置自転車等の保管について 203 4			番号 頁数
・放置自転車等の保管について 204 5			・農業委員会の招集について 12 17
・公示送達について 205 5			
・公示送達について 206 5			公 営 企 業
・放置自転車等の保管について 207 5			番号 頁数
・違反広告物の保管について 208 5			・一般競争入札について【公告】 21 17
			・一般競争入札について【公告】 22 20

条 例

（令和2年9月17日掲示済）

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和2年9月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第29号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和49年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。
 第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の規定により資金の貸付けを受けている者については、なお従前の例による。

(令和2年9月17日揭示済)

天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第30号

天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第1条 天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(平成12年9月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(天理市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 天理市国民健康保険条例(昭和34年3月天理市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(天理市介護保険条例の一部改正)

第3条 天理市介護保険条例(平成12年3月天理市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(天理市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 天理市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第5条 天理市道路占用料に関する条例(昭和29年9月天理市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例附則第2項、第2条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例附則第3条、第3条の規定による改正後の天理市介護保険条例附則第6条、第4条の規定による改正後の天理市後期高齢者医療に関する条例附則第2条、第5条の規定による改正後の天理市道路占用料に関する条例附則第2項及び第6条の規定による改正後の天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第5項の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の期間に対応する天理市税外収入金、天理市国民健康保険の保険料、天理市介護保険の保険料、天理市後期高齢者医療の保険料、天理市道路占用料及び天理都市計画下水道事業の受益者負担金(以下「税外収入金等」という。)に係る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する税外収入金

等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(令和2年4月22日揭示済)

天理市周辺地区環境整備基金条例をここに公布する。

令和2年9月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第31号

天理市周辺地区環境整備基金条例

(設置)

第1条 天理市は、山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市の区域内に設置するごみ処理施設に係る周辺地区住民の生活環境の向上を図り、周辺地区の発展と活性化を推進する事業に要する資金に充てるため、天理市周辺地区環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、天理市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

(令和2年9月25日揭示済)

天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

天理市国民健康保険条例施行規則（昭和34年8月天理市規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(令和2年9月7日揭示済)

天理市告示第199号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

- 令和2年9月5日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市川原城町803番地
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和2年9月5日から令和2年11月4日まで
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
 - 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,080円
 - イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）
 - 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(令和2年9月7日揭示済)

天理市告示第200号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月7日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年9月9日揭示済)

天理市告示第201号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年9月9日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和2年9月9日揭示済)

天理市告示第202号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月9日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年9月10日揭示済)

天理市告示第203号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年9月14日揭示済)

天理市告示第204号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月14日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年9月15日揭示済)

天理市告示第205号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年9月15日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(令和2年9月18日揭示済)

天理市告示第206号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年9月18日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(令和2年9月18日揭示済)

天理市告示第207号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年9月23日揭示済)

天理市告示第208号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

令和2年9月23日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	不明（動物霊園）	のぼり	2	成願寺町	令和2年2月21日	令和元年2月21日	市役所地下駐車場

連絡先 天理市建設部都市整備課 0743-63-1001（内線330）

(令和2年9月23日揭示済)

天理市告示第209号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月23日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年9月25日揭示済)

天理市告示第210号

令和2年9月17日付で議決のあった令和2年度天理市一般会計補正予算(第8号)等の要領は、次のとおりである。

令和元年9月24日

天理市長 並 河 健

令和2年9月25日

天理市長 並 河 健

令和2年度天理市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度天理市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,561,789千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		11,243,424	112,121	11,355,545
	2 国庫補助金	7,874,662	112,121	7,986,783
16 県支出金		2,126,412	150	2,126,562
	2 県補助金	659,710	150	659,860
17 財産収入		58,664	157,400	216,064
	1 財産運用収入	56,363	400	56,763
	2 財産売払収入	2,301	157,000	159,301
18 寄附金		580,015	70,000	650,015
	1 寄附金	580,015	70,000	650,015

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 874,876	千円 23,253	千円 898,129
	2 特別会計繰入金	0	23,253	23,253
20 繰越金		339,002	15,636	354,638
	1 繰越金	339,002	15,636	354,638
22 市債		1,685,500	202,100	1,887,600
	1 市債	1,685,500	202,100	1,887,600
歳 入 合 計		32,981,129	580,660	33,561,789

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 242,394	千円 6,889	千円 249,283
	1 議会費	242,394	6,889	249,283
2 総務費		9,417,914	293,963	9,711,877
	1 総務管理費	8,831,629	279,527	9,111,156
	2 徴税費	302,994	△3,164	299,830
	3 戸籍住民基本台帳費	197,202	16,860	214,062
	4 選挙費	18,214	740	18,954
3 民生費		11,007,990	△7,456	11,000,534
	1 社会福祉費	4,966,666	4,545	4,971,211
	2 児童福祉費	4,779,722	△12,001	4,767,721

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		1,694,606	1,284	1,695,890
	1 保健衛生費	571,535	1,284	572,819
5 労働費		55,890	△4,119	51,771
	1 労働諸費	55,890	△4,119	51,771
6 農林費		364,948	150	365,098
	1 農業費	324,202	150	324,352
8 土木費		2,407,498	4,410	2,411,908
	4 都市計画費	1,904,865	4,410	1,909,275
10 教育費		3,286,073	285,539	3,571,612
	1 教育総務費	473,977	△7,555	466,422
	2 小学校費	605,979	52,273	658,252
	3 中学校費	1,225,998	223,691	1,449,689
	5 社会教育費	315,523	17,130	332,653
歳 出 合 計		32,981,129	580,660	33,561,789

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
住 民 情 報 シ ス テ ム 更 改 事 業	令和3年度	33,376
		千円

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所整備事業	千円 7,100	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	7,100			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校整備事業	千円 742,700	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 937,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和2年度天理市介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和2年度天理市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,876,562千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 1,379,924	千円 409	千円 1,380,333
	2 国庫補助金	405,067	409	405,476
6 県支出金		819,807	205	820,012
	2 県補助金	47,237	205	47,442
9 繰越金		1	96,448	96,449
	1 繰越金	1	96,448	96,449
歳 入 合 計		5,779,500	97,062	5,876,562

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		千円 200	千円 49,448	千円 49,648
	1 基金積立金	200	49,448	49,648
6 諸支出金		926	47,614	48,540
	1 償還金及び還付加算金	926	24,361	25,287
	2 繰出金	0	23,253	23,253
歳 出 合 計		5,779,500	97,062	5,876,562

(令和2年9月28日掲示済)

天理市告示第211号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月28日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年9月28日掲示済)

天理市告示第212号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月28日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年9月30日掲示済)

天理市告示第213号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年9月30日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年10月2日掲示済)

天理市告示第214号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年10月2日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(令和2年10月2日掲示済)

天理市告示第215号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月2日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

令和2年10月2日

3 移動対象区域

天理市田部町210番地11先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市川原城町803番地

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

令和2年10月2日から令和2年11月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（令和2年10月2日揭示済）

天理市告示第216号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月2日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年10月5日揭示済）

天理市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2の規定により、下記のとおり放置物件を保管したので告示する。

令和2年10月5日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	原動機付自転車	庵治町243番付近	令和2年 10月5日	令和2年 10月5日	天理市役所 地下駐車場

（令和2年10月5日揭示済）

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月5日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年10月5日揭示済）

天理市告示第219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月5日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

公 告

（令和2年9月11日揭示済）

天理市公告第55号

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6の規定により公告する。

令和2年9月11日

天理市長 並 河 健

第1 入札に付する事項等

- (1) 工事名 橋梁長寿命化修繕工事 土橋
- (2) 工事場所 天理市 櫛本町
- (3) 工事概要 工事延長 L=6.6m

現場塗装工 A=93.9m²
床版打替工 V=14.3m³
部材取替工 W=2.7t
伸縮装置設置工 L=17.7m
橋面工 A=48.3m²
防護柵工 L=10.6m
胸壁工 V=9.4m³
土工部 N=1式
塗膜処理工 W=269.4kg
仮設工 N=1式

- (4) 工期 契約日から令和3年3月26日まで
(5) 入札方法 電子入札による
(6) 予定価格 39,659,400円(消費税及び地方消費税に相当する額(計10%)を含む。)
(7) 変動型最低制限価格
最低制限価格は事後公表(事後決定)とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。
変動係数は、開札日当日、開札の実施前に電子くじにより決定する。

第2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たすこと。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第7条の規定による建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が令和2年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(令和2年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 暴力団に係る排除措置要件(別紙3)に該当するものでないこと。
 - ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑧ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ⑨ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑩ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 別紙2の資格を有する者。
 - ② 入札参加者と3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線332

第4 仕様書の閲覧

仕様書は、本市ホームページにて閲覧に供する。(閲覧用パスワード：2345)
閲覧場所 天理市役所入札審査室内ホームページ(<https://bit.ly/2KBqSWL>)

第5 質問・回答に関する事項

仕様書に対する質問がある場合のみ以下のとおり提出するものとする。

質問書の提出期限：別紙1（入札日程）のとおりとする。

質問の方法：FAX又はE-mail

FAX 0743-62-5016

E-mail d-nyusatu@city.tenri.nara.jp

なお、上記の日時・方法以外の質問書には回答を行わない。

回答の日時：別紙1（入札日程）のとおりとする。

回答の方法：天理市役所入札審査室内ホームページにて質問内容とともに閲覧に供する。

第6 入札方法等

- (1) 入札書は、別紙1（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付のうえ、電子入札システム上で提出すること。(ICカードは入札参加資格者本人(法人の場合は代表者又は委任がある場合は受任者)名義でなければ入札に参加することはできない。)
※工事費内訳書の様式に規定はないが、参考書式として天理市役所入札審査室内ホームページ(<https://bit.ly/2Q0YN90>) からダウンロードすることが可能。
※工事費内訳書の工事価格(消費税及び地方消費税を除く金額)欄に記載されている金額と入札金額に相違がある入札書は無効とする。
(その他無効となる入札書は、天理市建設工事電子入札実施要領及び入札の心得に従うものとする。)

- (2) 入札書等の電子入札システムの受付期間
別紙1（入札日程）のとおりとする。

第7 開札日時、場所及び入札執行回数

- (1) 日 時 別紙1（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市役所 3階 333会議室
- (3) 入札執行回数 1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。

第8 落札候補者の決定及び事後審査

- (1) 落札候補者
落札候補者の決定方法は「天理市建設工事電子入札実施要領」第16条に従い決定する。落札候補者には電子入札システムを通じて通知をする。この場合において、落札候補者は正当な理由なく入札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出がない場合、入札参加停止措置の対象となることがあるので十分注意すること。
- (2) 事後審査
落札候補者は、開札日の翌日(休日を除く)の午後5時までに次の書類を総務課入札審査室まで持参すること。
 - ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号-1)
 - ② 建設業許可通知書の写し
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し(審査基準日が1年7ヶ月以内で最新のもの。)
 - ④ 配置技術者の資格者証の写し(監理技術者を置くことが必要な工事にあっては監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し)
※実務経験のみの主任技術者については経歴書を提出すること。
 - ⑤ 配置予定技術者と3ヶ月以上雇用関係にあることが確認できる書類(健康保険証等)の写し。
- (3) 落札者決定
落札候補者が提出する事後審査に係る書類により参加資格の有無を審査した後、落札者を決定する。落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定通知書を電子入札システムにより送信するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

第9 その他

- (1) 契約書作成の要否

要する。落札者は天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(3) 契約の不締結

① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が本市から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が暴力団に係る排除措置要件（別紙3）に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

この公告に定めのない事項は、天理市契約規則、天理市建設工事執行規則及び天理市建設工事電子入札実施要領に従う。

別紙1（入札日程）

橋梁長寿命化修繕工事 土橋	
事 項	期 間 等
公告及び仕様書公開日 電子入札システムでの公開日	令和2年9月11日（金） 公告・仕様書等は天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	令和2年9月18日（金）まで 仕様書に対する質問がある場合のみ提出。第5参照。
質問書への回答日	令和2年9月28日（月） 天理市ホームページ内にて質問内容と合わせて公開。
入札書等の電子入札システム受付期間	令和2年9月29日（火）午前8時30分から 令和2年10月2日（金）午後5時まで
開札の日時	令和2年10月5日（月） 午前10時00分
入札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出期限	令和2年10月6日（火）※1 午後5時 落札候補者は入札審査室に持参にて提出してください。

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※1 公告第7（3）の場合（再度入札）にあつては、日程の変更を行う。変更後の日程については総務課入札審査室から入札参加者に電話等の確実な方法で連絡をする。

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）

- ① 土木工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に関する学科を修めた者
- ② 土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ③ 土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者
- ⑤ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

暴力団に係る排除措置要件

（措置要件）

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 市発注工事の契約に係る下請契約又は資材等、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（令和2年9月30日掲示済）

天理市公告第56号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和2年9月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

（令和2年9月17日掲示済）

天教告示第12号

令和2年9月25日午後3時から9月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

令和2年9月17日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(令和2年9月30日揭示済)

天農委告示第12号

令和2年10月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

令和2年9月30日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

公営企業

(令和2年9月16日揭示済)

天理市上下水道局公告第21号

一般競争入札について

下記の業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和2年9月16日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務委託名 天理市上下水道局お客様センター業務委託
- (2) 業務委託場所 天理市上下水道局及び天理市給排水区域内外
- (3) 業務概要 検針業務 一式
調定業務 一式
料金収納及び滞納整理業務 一式
開閉栓業務 一式
メーター取替業務 一式
宿日直業務 一式
窓口業務 一式
付帯業務 一式
- (4) 業務履行期間 令和3年1月1日から令和6年9月30日まで
- (5) 契約期間 契約締結日から令和6年9月30日まで
契約締結日の翌日から令和2年12月31日までの間（2箇月程度）は、当該業務の準備及び引継期間とする。
- (6) 入札方法 郵便入札（事後審査）
天理市上下水道局建設工事等郵便入札実施要領を準用する。
- (7) 予定価格 307,110,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (8) 最低制限価格 設定あり。（事後公表）
本入札は、最低制限価格制度によるものとし、あらかじめ設定している最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格となる。最低制限価格の算出方法は、天理市上下水道局最低制限価格制度要綱第3条第3項の規定を準用するものとする。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月天理市告示第68号）第2条第1項に規定する競争入札参加資格審査において、天理市上下水道局（以下「局」という。）から役務の提供等における「集金及び検針業務」の資格者として登録を受けた者であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この業務に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
過去5年以内（平成27年4月1日から公告日まで。以下同じ。）に給水人口5万人以上の水道事業体において、次のアからエまでの業務を一括で、連続して1年以上の期間（履行中のものを含む。）受託した実績を有する者であること。
ア 水道メーター検針業務
イ 水道料金の調定、納入の通知及び収納業務
ウ 水道料金の滞納整理業務（給水停止執行業務を含む。）
エ 水道開閉栓業務
オ 水道料金に係る窓口業務
- (3) 配置を予定する業務責任者及び副業務責任者として、それぞれの条件を全て満たす者を、この業務を行う期間中配置できること。
- ① 業務責任者
ア 本入札公告第2(2)①アからオまでを全て含む一括業務において、業務責任者として3年以上の実務経験を有する者
イ お客様センター（以下「センター」という。）の営業時間（午前8時30分から午後5時15分まで）において、センター内に常駐（当該業務において緊急対応によりセンター内に常駐できない場合を除く。）できる者
ウ 入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
- ② 副業務責任者
ア 本入札公告第2(2)①アからオまでを全て含む一括業務において、業務責任者に準じた者として3年以上の実務経験を有する者
イ 入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 営業推進係

電話番号 0743-63-1001 内線804

E-mail d-suidou@city.tenri.nara.jp

第4 競争入札参加申込書の提出

本入札への参加希望者は、競争入札参加申込書（様式1。以下「申込書」という。）を、次のとおり提出すること。

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
② 提出場所 第3に同じ。
③ 提出方法 Eメールによる。（持参不可）

第5 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

申込書を提出した者に対して仕様書を公開する。なお、申込書を送付したEメールアドレスへ仕様書閲覧用パスワードを返信するので、天理市上下水道局ホームページで閲覧すること。

- ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
② 公開場所 天理市上下水道局ホームページ

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質問がある場合のみ提出すること。

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
② 提出先 第3に同じ。

- ③ 提出方法 Eメールによる。
- ④ 回答日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ⑤ 回答方法 Eメールによる。

第6 入札書等及び競争入札参加資格の確認書類の提出等

- (1) 第4に掲げる申込書を提出した者は、入札書並びに競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 入札書並びに申請書及び資料の提出
 - ① 提出方法 郵送（持参不可）簡易書留による。
申請書及び資料については、天理市上下水道局建設工事等郵便入札実施要領第5条第2項に規定する「外封筒」に同封すること。
 - ② 送付先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務経営課 行
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (3) 申請書及び資料に係る提出書類
 - ① 競争入札参加資格確認申請書〔様式2〕
 - ② 業務実績報告書〔様式3〕
資料1 契約書、仕様書等の写し
 - ③ 配置予定業務責任者に関する報告書（業務責任者）〔様式4〕
資料1 契約書、仕様書等の写し
資料2 3箇月以上の雇用関係を証明できるもの（保険証等の写し）
 - ④ 配置予定業務責任者に関する報告書（副業務責任者）〔様式5〕
資料は上記③に同じ。

第7 開札

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室

第8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者が2人以上あるときは、入札書に記載された3桁のくじ番号により落札候補者の順位を決定するものとする。
- (3) 落札候補者がいないときは、再度、1回に限り入札を行うものとする。
- (4) 落札候補者から提出された事後審査に係る書類により本競争入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。

第9 契約等

- (1) 契約書の作成
落札者は、天理市契約規則第15条の規定に基づき契約を締結するものとする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市契約規則第17条から第19条までに規定するとおりとする。
- (3) 契約の不締結
落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が局から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 暴力団排除に係る契約の解除
契約締結後に、契約の相手方が天理市上下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱別表に規定する排

除措置要件に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

第10 その他

この公告に定めのない事項は、関係法令、天理市上下水道局会計規程、天理市契約規則によるものとする。

別表（入札日程）

φ150～100mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
申込書の提出期間 仕様書の公開期間	令和2年9月16日（水）から 令和2年10月1日（木）まで
質問書の提出期限日	令和2年10月1日（木）
質問書への回答日	令和2年10月7日（水）
入札書等の提出期限日 申請書及び資料の提出期限日	令和2年10月14日（水）
開札の日時	令和2年10月15日（木）午前10時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（令和2年10月2日揭示済）

天理市上下水道局公告第22号

一般競争入札について

下記の業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和2年10月2日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

(1) 工 事 名 φ150～100mm配水管改良工事

(2) 工事場所 天理市三島町地内

(3) 工事概要 本設管布設工

φ150mm DIP (GX) L = 89.1m

φ100mm PE L = 59.9m

φ300～100mmCIP撤去 L = 142.9m

仮設管布設工

φ150mm SUS L = 90.8m

φ25mm PP L = 40.7m

給水管布設工

給水装置 φ20～13mm 15箇所

付帯工 一式

(4) 工 期 令和3年1月31日まで

(5) 入札方法 電子入札（事後審査）
天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領による。

(6) 予定価格 27,566,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(7) 変動型最低制限価格

最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に電子くじにより決定する。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
- ① 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定建設業に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ③ 局が令和2年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和2年度）において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ④ 本入札の開札日及び本競争入札参加資格の確認時点までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を全て満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
- ① 1級若しくは2級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

E-mail d-suidou@city.tenri.nara.jp

第4 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

- ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 公開方法 局ホームページへ掲載

閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質問がある場合のみ提出すること。

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出先 第3に同じ。
- ③ 提出方法 E-mailによる。
- ④ 回答日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ⑤ 回答方法 局ホームページへ掲載

閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

第5 入札方法等

入札書は、別表（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付の上、電子入札システムにより記録すること。

第6 開札

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局

第7 落札者の決定等

(1) 落札候補者の決定

- ① 落札候補者の決定方法は、天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領第16条の規定によるものとする。
- ② 落札候補者に対し、落札候補者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。この場合において、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がないときは、入札参加停止措置を執る場合がある。

(2) 事後審査書類の提出

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出先 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参による。
- ④ 提出書類
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 建設業許可通知書の写し
 - ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 配置予定技術者の資格（様式2）
 - オ 配置予定技術者の資格者証の写し

（監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し）

カ 配置予定技術者と3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し

(3) 落札者の決定

- ① 落札候補者から提出された事後審査に係る書類により本競争入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。
- ② 落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。
- ③ 入札結果については、局総務経営課窓口で公表する。

第8 契約等

(1) 契約書の作成

落札者は、天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(3) 契約の不締結

- ① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が局から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- ② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が天理市上下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱別表に規定する排除措置要件に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

第9 その他

この公告に定めのない事項は、関係法令、天理市上下水道局会計規程、天理市契約規則及び天理市建設工事執行規則によるものとする。

別表（入札日程）

φ 150～100mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等

仕様書の公開期間	令和2年10月2日（金）から 令和2年10月12日（月）まで
質問書の提出期限日	令和2年10月7日（水）
質問書への回答日	令和2年10月12日（月）
入札書等の電子入札システム受付期間	令和2年10月19日（月）から 令和2年10月21日（水）まで
開札の日時	令和2年10月22日（木）午前10時
事後審査書類の提出期限日	令和2年10月23日（金）

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。